令 和 ５ 年 ３ 月
東 京 税 関 業 務 部

関　係　各　位

ロシアを原産地とする貨物に対する適正な関税率の適用について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際関係の緊急時において、ＷＴＯ協定税率の適用を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定めるため、令和４年４月20日、関税暫定措置法の一部を改正する法律（令和４年法律第27号）及び国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和４年政令第179号）が公布され、、令和４年４月21日以降、ロシアを原産地とする全ての貨物に対し、国定税率（基本税率）（暫定税率があるときは、当該暫定税率）が適用されていますが、令和５年３月31日に国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第159号）が公布されたため、令和５年４月１日以降も引き続き国定税率（基本税率）（暫定税率があるときは、当該暫定税率）が適用されますのでお知らせ致します。

なお、貨物の原産地の確認のために原産地証明書等の関係書類の提出を求める場合がありますのでご留意ください。

記

１．対象貨物

ロシア連邦を原産地とする全ての貨物

２．期間

令和６年３月31日まで

【問合せ先】
東京税関業務部
・通関総括第１部門、航空総括部門
電話：０３－３５９９－６３３７（通総１）
０３－３５９９－６５２４（航空総括）